狭あい道路沿いで建築行為等を行うみなさまへ

建築確認申請前及び工作物等の築造を行う前に

「狭あい道路に係る後退用地に関する事前協議」が必要です

◎要綱適用時期

※協議には1カ月程度必要となります。

建築確認申請を要する建築物	令和3年4月1日以後に建築確
	認申請書を提出するもの
その他(建築確認申請を要しない建築物、青空駐車	令和3年4月1日以後に工事着
場などの塀や工作物)	手するもの

◎要綱制定の目的

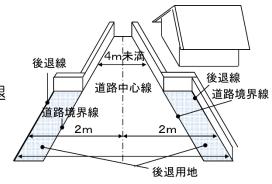
刈谷市内には、道路幅員が4mに満たない道路「狭あい道路」が存在し、緊急車両の通行や救助活動等に大きな障害をきたしております。

道路幅員を4mに拡幅できるよう、地域住民皆様のご理解と、ご協力を頂き安全で住み やすいまちづくりを進めていくため、「刈谷市狭あい道路に係る後退用地に関する事前協議 等実施要綱」を定めました。

◎後退用地における制限

建築基準法上、狭あい道路沿いの敷地での建築物の建築 (新築、増築、改築等)や、また建築物に付属する門や塀、 擁壁等の築造の際は、原則として道路の中心線から2m後退 する必要があります。(右図参照)

また本要綱において、後退用地における工作物等の築造や、植栽等も制限をしています。



◎要綱で規定する主な提出書類

狭あい道路に係る後退用地	建築主から市へ事業予定地の道路幅員や道路境界、後退用地	
に関する事前協議書	等の決め方について事前協議相談を行う。	
後退用地の適正管理事項確	B用地の適正管理事項確 市との協議結果をもとに、建築主が後退用地における建築制 <	
認書	限等を理解し、署名をもらう。	
狭あい道路の中心線確認書	市との協議結果をもとに、建築主と近隣関係者が、互いに道	
	路中心線を確認し、署名をもらう。	
	株温用地 連路中心線 (株温用地 連路中心線 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株温用地 (株理用 (株理用地 (株理用 (株理用地 (株理用 ()) ()) () () () () ()	

◎関連補助制度

道路後退用地の寄附等に関する補助制度

後退用地の維持管理として、「寄附」や「買取」に対する補助(土木管理課まで)

【問合せ先】刈谷市役所 建築課 審査係

電 話:0566-62-1021 (建築課直通) FAX:0566-23-9331

E-mail: kenchiku@city.kariya.lg.jp

